

令和6年度介護報酬改定等について(令和7年度より義務化)

○経過措置が終了し、令和7年度より義務化されている事項について

1.業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、業務継続計画未策定減算が適用されます。

※対象サービス 全サービス

(業務継続計画未策定減算については、居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は除く)

・必要な措置

- ① 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- ② 従業者への業務継続計画の周知
- ③ 研修・訓練(シミュレーション)の実施

【厚生労働省ホームページ】介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2.書面掲示の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、施設の見やすい場所に掲示することに加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表することが必要です。

※対象サービス 全サービス

3.身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと、行う場合には、その様態、時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

また、短期入所系サービス及び多機能系サービスにおいては、次の措置を講じる必要があります。措置が講じられていない場合、身体的拘束廃止未実施減算が適用されます。

※対象サービス ★は、短期入所系及び多機能系サービスを表す。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時訪問対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、(看護)小規模多機能型居宅介護★、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援、第1号訪問(現行相当サービス)、第1号通所(現行相当サービス)

・必要な措置

- ① 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)の開催。(3ヵ月に1回以上)
- ② 従業者への委員会結果の周知
- ③ 身体的拘束の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者に対する研修の実施(年2回以上)

4.留意事項

令和6年度介護報酬改定に関する情報は、最新の情報や解釈、Q&Aが掲載されることから、こまめに下記の厚生労働省ホームページ等をご確認いただき、適切なサービス提供に努めていただきますよう、お願いいたします。

厚生労働省ホームページ 令和6年度報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

厚生労働省ホームページ 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html